

令和4年第2回田野畑村議会定例会会議録（第1号）

| | | | | | | |
|--|----------------------------|-------|---------|---------|-------|------|
| 招集年月日 | 令和4年2月4日 | | | | | |
| 招集の場所 | 田野畑村役場 | | | | | |
| 開閉会日時 | 開会 令和4年3月4日 | | | 議長 | 鈴木隆昭 | |
| | 閉会 令和4年3月17日 | | | | | |
| 応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 | 議席番号 | 氏名 | 出席等別 | 議席番号 | 氏名 | 出席等別 |
| | 1 | 中村芳正 | 出 | 6 | 畠山拓雄 | 出 |
| | 2 | 工藤求 | 出 | 7 | 上山明美 | 出 |
| | 3 | 上村浩司 | 出 | 8 | 中村勝明 | 出 |
| | 4 | 小松山久男 | 出 | 9 | 佐々木功夫 | 出 |
| 5 | 佐々木芳利 | 出 | 10 | 鈴木隆昭 | 出 | |
| 会議録署名議員 | 6 | 畠山拓雄 | | 7 | 上山明美 | |
| 職務のため議場に出席した者の氏名 | 事務局長 | 畠山哲 | 主査 | 三上恵美 | | |
| 地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名 | 村長 | 佐々木靖 | | 教育長 | 相模貞一 | |
| | 総務課長 | 工藤光幸 | | 教育次長 | 平坂聡 | |
| | 政策推進課長 | 佐々木修 | | | | |
| | 生活環境課長 健康福祉課長 診療所事務長 | 工藤隆彦 | | | | |
| | 地域整備課長 | 佐々木卓男 | | | | |
| | 産業振興課長 | 佐藤智佳 | | | | |
| | 総務課主幹 | 大森泉 | | 政策推進課主査 | 畑山譲 | |
| | 産業振興課主幹 | 早野和彦 | | 政策推進課主査 | 佐々木賢司 | |
| | | | | 政策推進課主査 | 角舘尚 | |
| | | | | 地域整備課主査 | 工藤光昭 | |
| | | | 地域整備課主査 | 佐藤太 | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙議事日程のとおり | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | |

令和4年第2回田野畑村議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和4年3月4日（金曜日） 午前10時00分開議

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告
 - 日程第5 村長の施政方針演述
 - 日程第6 教育行政方針演述
 - 日程第7 発議案第1号 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議する決議について
- #### 散 会

◎開会及び開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまから令和4年第2回田野畑村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い進行します。

◎会議録署名議員の指名

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番、畠山拓雄君、7番、上山明美さんを指名いたします。

◎会期決定

○議長【鈴木隆昭君】 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から18日までの15日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの15日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましてはお手元に配付いたしました会期計画のとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程第3、諸般の報告を行います。

村長から議案20件の送付があり、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員より監査結果の報告書2件を受理しており、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、会議等関係でありますがお手元に配付しておりますので、ご了承願います。なお、関

係書類は事務局にありますので、御覧願います。

続きまして、宮古地区広域行政組合議会臨時会の議決事件の概要を畠山拓雄君から報告願います。

6番、畠山拓雄君。

○6番【畠山拓雄君】 去る1月14日に招集された宮古地区広域行政組合議会臨時会において審議された議案につきまして、その概要をご報告申し上げます。

本臨時会は、宮古市役所5階議場において午後3時に開議され、会期は1日限りでございました。議案は2件で、お手元に配付しております概要報告書のとおりでございます。

議案第1号 令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,918万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,215万4,000円とするもので、これを原案どおり可決しております。

補正予算の内容についてでございますが、まず歳出について、職員の人事異動等に伴い、職員給与費を1,918万8,000円減額しております。

款項の内容についてでございますが、2款総務費、1項総務管理費、4款消防費、1項消防費は、給料及び職員手当、共済費に係る補正でございます。

次に、歳入についてでございます。1款分担金及び負担金、1項負担金は、歳出の減額補正を調整の上、1,918万8,000円を減額補正するものでございます。

議案第2号 いわて消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し議決を求めることについてでございますが、地方自治法第252条の2の2第1項の規定により、盛岡地区広域消防組合、宮古地区広域行政組合、釜石大槌地区行政事務組合、奥州金ヶ崎行政事務組合、久慈広域連合、花巻市、北上地区消防組合、遠野市、陸前高田市及び二戸地区広域行政事務組合は、共同して消防通信指令事務を管理及び執行するため、いわて消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し、同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるもので、これを原案どおり可決しております。

以上で報告を終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時03分）

再開（午前10時04分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎行政報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程に従い進行いたします。

日程第4、行政報告を行います。

佐々木村長。

〔村長 佐々木 靖君登壇〕

○村長【佐々木 靖君】 令和4年1月20日から3月3日までの行政報告を行います。

1月31日、一般社団法人田野畑村産業開発公社理事会に出席いたしました。村への資金支援要望をすることを機関決定しております。

2月8日、岩手三陸連携会議にオンラインで出席いたしました。新年度での活動内容などの協議、決定をしたところでございます。

2月10日、岩手県沿岸知的障害児施設組合参与会に出席いたしました。新年度の予算案と組合解散届の提出を了承したところでございます。

2月28日、田野畑村総合計画基本構想・前期基本計画策定に係る第4回審議会に出席いたしました。計画案の答申を受けましたので、今定例会に議案として上程させていただいているところでございます。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 これで行政報告を終わります。

◎村長施政方針演述

○議長【鈴木隆昭君】 次に進行いたします。

日程第5、村長の施政方針演述を行います。

佐々木村長。

〔村長 佐々木 靖君登壇〕

○村長【佐々木 靖君】 本日ここに、令和4年第2回田野畑村議会定例会が開催され、令和4年度当初予算案や村政の重要案件をご審議いただくにあたり、村政運営に取り組む施策について所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ村民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本村沿岸部に甚大な被害を及ぼした東日本大震災から間もなく11年が過ぎようとしています。ここにあらためて、大震災で犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表すものでございます。

震災後、村では「心をひとつに 未来に向けた復興」を目標に掲げ、その実現に向けて村民一丸となり取り組んでまいりました。

全国から多くのご支援をいただきながら、昨年9月に村が事業主体となる全ての復旧・復興事業を完了することができました。あらためて村民の皆さまのご理解とご協力、そして全国からのご支援に対し衷心より感謝申し上げます。

昨年12月には、国が復興のリーディングプロジェクトとして、強力に建設を進めてまいりまし

た三陸沿岸道路が全線開通し、宮城県仙台市から青森県八戸市までが1本の自動車専用道路でつながりました。これにより、人の流れの拡大や物流の効率化による経済効果のほか、救急医療や防災など、さまざまな分野で村への大きな波及効果が期待されております。

整備された道路網等の活用を図るとともに、地域間をつなぐ幹線道や日常生活に必要な生活道も充実させ、「道の駅たのはた」を拠点として村の魅力の発信や交流人口・関係人口の拡大などに取り組んでまいります。

令和4年度は、村民の皆さまから負託をいただき、初めての当初予算編成となります。また、今後8年間の村の政策の方針を定める新たな総合計画がスタートする年となります。村民の皆さまに公約として掲げた政策を着実に実現するため、総合計画に沿った各種施策を展開し、計画の基本理念である「参加・協働・創造」による持続可能なむらづくりを推進してまいります。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策でございます。

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、生活や経済活動などに大きな影響を与えております。本県にあっては、いわゆる第5波が収まって以来、感染リスクの低い状況が続いておりましたが、オミクロン株の市中感染が複数確認され、新規感染者がかつてない水準にまで増え、1月23日には岩手県独自の「緊急事態宣言」が発令されるなど、感染防止対策が喫緊の課題となっております。

本村においても、新型コロナウイルス感染症対策本部を中心に、感染状況などに応じた感染予防対策を講じてまいりました。新型コロナウイルスの発症や重症化を防ぐ効果が確認されている3回目のワクチン接種につきましては、2月18日に、65歳以上と高齢者施設の方々の接種が完了いたしました。現在、18歳から64歳の方々を対象とした接種準備を進めており、3月中には希望する全ての村民や村内で就業している方々への接種を完了できる見込みとなっております。また、5歳から11歳の子どもへの接種につきましても、関係機関等と鋭意協議を行っているところでございます。

感染拡大を防止するためには、一人一人の基本的な感染予防対策が重要です。マスクの着用や手指消毒の徹底など、適切な感染予防対策を引き続き呼び掛けてまいります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けている方々を支援するため、当初予算においては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、3つの事業の関連予算を計上しております。

1つ目は「たのはた産品消費拡大支援事業」でございます。

村内産品の消費拡大を図るため、農林水産物を加工製造販売している業者に対し、商品の発送に要する経費を補助いたします。

2つ目は「がんばる観光事業者応援事業」でございます。

経営に支障が生じている宿泊事業者を支援し、観光振興および地域経済の活性化を図るため、

宿泊事業者に宿泊費の一部を補助いたします。

3つ目は「学校給食費保護者負担金の無償化」でございます。

これは、子育て世代への経済的支援として実施するものでございます。

このほか、感染状況や国・県の動向を的確に踏まえながら、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている事業者などへの支援を検討してまいります。

令和4年度の村政運営においては、次の4つの柱を中心として、各種施策を展開してまいります。

1つ目の柱は、人口減少・少子高齢化対策であります。

人口減少は、村民生活のさまざまな分野に大きな影響を与える懸念がございます。全国的に人口減少が進行していく中、本村だけ人口を増加させることは極めて困難であり、「いかに人口減少のスピードを少しでも遅らせられるか」という観点で取り組んでまいります。

村では、保育料の無料化や医療費助成制度の拡充など、他の自治体に先行して子育て環境の充実を図ってまいりました。しかしながら、平成30年度から年間の出生数が10人前後で推移しており、少子化に歯止めがかからない状況となっております。

これらの課題に対応するため、結婚・出産・子育て環境をさらに充実させ、子育てや教育に係る費用助成の維持・強化、保育環境や小中学校の学習環境の改善が必要と考えております。

子育て世代への経済的な支援として、育英奨学資金貸付事業、義務教育入学および卒業祝金支給事業、修学旅行費用の一部助成を継続するほか、令和4年度から児童生徒の学校給食費保護者負担金の無償化を実施してまいります。

また、出生から高校生までの医療費助成、エンゼル祝い金の支給、インフルエンザワクチンの無料接種などの事業を継続してまいります。

さらに、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うため、健康福祉課内に新たに「子育て世代包括支援センター」を設置いたします。妊娠期から子育て期までのワンストップ相談窓口を設置し、出産前後の母子への心身のサポートを行ってまいります。

高齢者福祉対策は、住み慣れた地域で安心して生活していただくため、保健事業と一体的な施策の展開が必要であり、これまで委託運営しておりました「地域包括支援センター」を健康福祉課内に設置し、きめ細やかな要介護支援者等の支援を行ってまいります。

教育面においては、小中連携教育を通して、心身の成長や学びの連続性の確保などに取り組んでおりますが、いわゆるコロナ禍にあって多様な学習機会の不足が課題として挙げられています。

特にも芸術文化に触れる機会が極端に不足していると感じていることから、文化庁が実施している、いわゆる「芸術家の派遣事業」にエントリーし、子どもたちの情操教育の機会確保に努めたいと考えております。

また、諸課題に対応するため、田野畑村総合教育会議を通じて教育委員会との連携を深め、地

域の教育の課題やあるべき姿を共有し、本村教育の振興を図ってまいります。小中学校に特別支援教育支援員をそれぞれ必要数配置するほか、中学校には、部活動指導員を村単独費で配置し、教育活動の充実を図るとともに、教職員の勤務多忙化の解消を図ってまいります。

昨年整備更新した小中学校のICT機器および一人一台のタブレット端末を有効に活用し、児童生徒一人一人の個性に合わせた教育を実現してまいります。

人口減少と高齢化等が著しい本村において、地域力の維持および強化ならびに地域の活性化を図るためには、村外の人材を積極的に受け入れ、その定住を図ることが不可欠であります。

地域おこし協力隊制度を活用し、現在3名の隊員が村内で活動しておりますが、令和4年度においては、新たに7名の隊員を募集することで都市部からの移住者を拡大し、産業および地域活性化に取り組んでまいります。

移住者を呼び込むためには、住環境の確保・整備が欠かせません。空き家バンク制度の充実および情報発信の強化を図り、移住者の拡大につなげてまいります。

2つ目の柱は、活力ある産業振興でございます。

農林水産業は村の基幹産業であります。活力ある持続可能な田野畑村をつくっていくために、産業の活性化は欠くことができません。

しかし、第一次産業は、高齢化や後継者・担い手の不足などによる生産量の減少が喫緊の課題となっております。同様に、商工業においても小売業など小規模事業者における後継者不足、事業承継が課題となっております。

これらの課題を解決するためには、民間企業、第三セクター、産業団体などが連携して担い手の育成や生産・加工・流通・販売の取り組みを進める必要があります。

第一次産業の担い手の確保や育成、経営の強化、高付加価値化に向けた具体的な取り組みへの集中支援、各産業分野における収益向上と雇用機会の創出を目指してまいります。

まず、農業にあっては、国際基準となるグローバルギャップの承認を受けているブロッコリー等の野菜生産者への支援、新規就農者への支援、酪農の規模拡大者への支援などにより、生産の安定を図ってまいります。

次に、水産業にあっては、サケをはじめとする主力魚種等の記録的な不漁が続き、先の見えない暗い影を落としております。

このような中、「田野畑ワカメ」のブランド化を目指すため、現在、漁協や生産者を対象に勉強会を行っており、ブランド化に向けた第一歩として、ボイル加工施設整備について検討してまいります。そのうえで、新年度は「田野畑ワカメブランド化推進事業」として協議会を立ち上げ、品質の向上や商品開発、流通・販売の手法など具体的な検討を行うこととしております。

また、藻場を再生するプロジェクトとして、「水産資源造成事業」に継続して取り組んでまいります。

次に、林業にあっては、本村でもナラ枯れの被害が深刻となっております。被害の拡大を防ぐために、私有林に対する「森林病虫害等防除事業」、村有林においては「公有林村営造林事業」を実施してまいります。

木材の生産から加工、流通までの連携による生産、加工、流通コストの一体的な削減を図るため「林業成長産業化総合対策事業」を実施してまいります。

平成31年4月から開始された「森林経営管理制度」に基づき、間伐が行われていない森林の整備を進め、森林機能の管理保全および持続可能な森林経営を図るため、令和4年度においては、森林所有者の意向調査を行う「田野畑村森林環境税推進事業」を実施してまいります。

観光推進体制の強化として、アフターコロナを見据え、本村の恵まれた自然とその豊かな恵みを受け、第一次産業との連携による観光商品の開発・実施に取り組むほか、情報発信を強化してまいります。

また、観光プログラムの開発に合わせて、体験型観光の推進などの観光施策を強力に推進してまいります。

「道の駅たのはた」は、物産・観光のみならず、地域振興の核施設としての役割が期待されています。令和4年度は4月のリニューアル1周年イベントを皮切りに、村内外の人々が気軽に集まれるカフェやミニイベントを展開し、誘客を図るとともに、ベースとなる産直商品の多品種化と充実に努めてまいります。

旧尾肝要産直施設を改修した「地域の加工場」では、地域の農林水産物を加工し、道の駅たのはたなどでの販売につなげてまいります。地域の味を安全に安心して食べていただけるように商品開発を進めてまいります。

3つ目の柱は、安心して暮らせるむらづくりでございます。

自治会活動の活性化は、むらづくりの根幹を担う重要な施策です。地域の課題解決や地域づくりは、地域住民が主体となって取り組むことが重要ですが、高齢化に伴い地域活動の担い手や参加者不足も生じており、今までとは違った形の支援策の検討が求められております。

地域の魅力と活力を高め、「ここに住みたくなる村・ここで子育てしたくなる村」を進めていくためには、共同作業などの自治会活動の促進のほか、地域の魅力を再発見する活動の推進など、自分たちが暮らす地域に誇りを持つことも重要と考えております。

新年度においても、「地域づくり交付金」や「協働のむらづくり推進事業費補助金」による支援のほか、地域と行政との情報交換がより円滑になるよう、橋渡し役としての地域協働隊職員制度の効果的な運用を図ってまいります。

そのうえで、地域課題の解決に向けた話し合いと実践を積み重ねながら、将来を見据えた地域づくりの方向性を地域と共に検討してまいります。

近年、地球温暖化などの影響により、これまで経験したことのない大災害が全国各地で発生し

ており、尊い命や財産など脅かされております。

村民の命と財産を守るため、「田野畑村地域防災計画」や「田野畑村地域強靱化計画」に基づき、防災機能の強化を図り、安心して安全な暮らしを支えてまいります。令和4年度においては、高規格救急車1台を更新するほか、菅窪地内に防火水槽と消火栓をそれぞれ整備いたします。

高齢化が進展するなか、公共交通の重要性が日増しに高まっております。

交通対策にあっては、児童生徒の乗車を中心とした田野畑村総合バス「タノくんバス」を運行しておりますが、村民のニーズに合わせたコースやダイヤなどの見直しを図りながら運行してまいります。

田野畑村地域公共交通活性化協議会が運営する、予約型デマンド交通「くるもん号」についても、利便性の向上を図るほか、75歳以上の高齢者の料金体系のあり方の検討を行い、利用しやすい公共交通体制の構築に努めてまいります。加えて、三陸鉄道は通院や通学で利用され、村民にとって欠かすことのできない重要な交通機関となっております。コロナ禍で利用客が落ち込む中であって、本村としても「マイレールさんてつ」の基本に立ち返り利用促進を呼び掛けてまいります。

4つ目の柱は、持続可能な行財政運営でございます。

村の財政状況は、経常経費率の上昇に伴い硬直化が顕著となっております。今後も人口減少や高齢化率の上昇などが予測されており、行財政運営を取り巻く環境はいつそう厳しくなるものと予想されます。

住民への行政サービスを低下させないために、昨年11月に策定した「第6次田野畑村行財政改革大綱」および「第6次田野畑村行財政改革プラン」に沿って、事業の選択と集中、事務事業の見直しなどを徹底し、将来世代に負担を残さない持続可能な行財政運営に意を注いでまいります。

自主財源が増える要素が少ない中、昨年12月3日から、いわゆる、ふるさと納税の返礼品の送付を開始いたしました。年末の1カ月間という非常に短い期間ではありましたが、全国の延べ146人の方々から206万6,000円の寄附を寄せていただきました。

寄附していただいた方々の思いを大切に、魅力ある返礼品の開発など、引き続き内容の充実に努め、地域経済の活性化や寄附金を活用した各種施策の展開に鋭意取り組んでまいります。

以上、令和4年度に係る所信および施策の一端を申し述べました。これらに要する予算総額は、一般会計33億8千万円余り、特別会計を含めた全会計では49億7千万円余りとなりました。前年比、一般会計で4.9%、全会計で3.4%の減少となったところでございます。

新年度の予算編成にあたっては、昨年度と同様に人口減少や少子高齢化等の影響により税収の減少が見込まれる中、限られた財源を有効に活用するため、継続事業の精査や縮減に取り組むとともに、経常経費の見直しを図ったところでございます。

特にも、過去の大型投資事業に伴う起債の償還、いわゆる借金の返済額が令和6年度にピーク

を迎えます。本村の一般会計の総額が30数億円の規模の中で、償還の財源に6億円も向けなければなりません。2年後の償還ピークを見据え「財政健全化」の予算編成が続くこととなりますが、その中であっても事業の選択と集中、事務事業の見直し、そして知恵と工夫を総動員して何としても乗り切らなければなりません。そして、長年の懸案事項となっている新庁舎の建設に見通しを立てることで、住民や職員のモチベーションの向上を図りたいと考えているところでございます。

今議会には「課設置条例の一部を改正する条例」を上程しております。これは、村民のニーズや行政課題などに的確に対応し、重点施策の推進に適した効率的な事務体制を整えるために課の再編を行おうとするものでございます。併せて、室を廃止し、意思疎通の円滑化および業務の効率化を図ってまいります。

東日本大震災および台風19号からの復興・復旧に対しては、県内市町村はもとより、友好都市、全国知事会、全国市長会、全国町村会などを通じて、貴重な職員を派遣していただきました。これらの派遣は令和3年度末をもって全て終了となります。東日本大震災などからの復旧・復興は、応援職員の存在が不可欠でありました。慣れない土地にも関わらず、尽力していただいた延べ142人の応援職員の皆さんのこれまでのご労苦に対し、あらためて心から深く感謝を申し上げます。

私は、対話と説明責任が大切であり、オール田野畑・ワンチームの体制を構築したいと訴えてまいりました。

むらづくりの主役は村民であります。村政を運営していくにあたっては、村民の力を一つにまとめることが何よりも肝要であると考えております。

「一人の百歩より、百人の一步」という言葉があります。村民が同じ方向を向き、足並みをそろえて確実に歩みを進めることができる体制を構築することが、私に与えられた使命だと認識しております。

そのためにも村民一人一人の声を大切にし、村民総参加のもとに政策を立案し、実行するむらづくりを進めてまいり所存でございます。

新年度が、村民一人一人が未来に希望の持てる住みよいむらづくりに向けて躍進する年となるよう、引き続き、議員各位をはじめ村民の皆さまの村政運営に対するなお一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、令和4年度の村政運営にあたる施政方針といたします。

○議長【鈴木隆昭君】 これで村長の施政方針演述を終わります。

◎教育行政方針演述

○議長【鈴木隆昭君】 次に進行いたします。

日程第6、教育委員会より教育行政方針演述を行います。

相模教育長。

〔教育長 相模貞一君登壇〕

○教育長【相模貞一君】 令和4年田野畑村議会3月定例会の開会に当たり、令和4年度の教育行政方針について申し上げます。

初めに、一昨年より命をはじめ、生活・経済や学習機会までも脅かす新型コロナウイルス感染症の蔓延は、新たなオミクロン株により現在も子供たちの学びや生活に大きな影響を与えています。今後とも、児童生徒の健康・安全を第一に考えながら、適正な感染予防対策に取り組み、学びの保障に取り組んでまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

さて、令和4年度田野畑村教育施策を定めるに当たり、田野畑村総合計画と整合を図りながら、総合教育会議において策定される「田野畑村教育大綱」に基づき、教育行政を推進してまいります。

そこで、国・岩手県教育委員会の施策を参酌しつつ、田野畑村教育委員会の重要施策について申し上げます。

初めに、「学校教育の充実」についてです。

子供一人一人の個性の伸長と、学びの場を保障するために、お互いに認め合い、支え合う学校風土と、「主体的・対話的で深い学び」を行う教育環境の実現を目指してまいります。

まず、「子供たちに生きる力を育むこと」については、子供たちが、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を総合的に兼ね備え、変容する社会に適応し、社会を創造するための「生きる力」を育む教育を進めます。

それから、「新しい時代の学校経営の展開」については、これからの時代を担う子供たちの成長を村挙げて支えるための教育環境を構築するため、田野畑村教育振興運動、現在も活動を展開している地域学校協働活動、そして学校・家庭・地域が目指すべき目標やビジョンを共有し、より一層の連携・協働する「コミュニティ・スクール」を導入し、田野畑村ならではの教育環境づくりを目指します。

そして、「学校教育を支える学びの基盤づくり」については、子供たちの学びの充実のため、小中学校に高速かつ大容量の通信ネットワークの整備を図るとともに、先端技術の活用を推進するため、学校ICT利活用のための基盤整備とその活用を進めます。

「学校教育」の指導の重点の中から主なものについて述べます。

「小中連携教育の視点に立った教育活動」について、本村の小中学校それぞれ1校の利点を生かし、小中学校9年間を見通した小中連携教育に継続して取り組んでまいります。田野畑村の「自然・人・文化」のよさを、豊かな体験活動を通して学ぶ「田野畑学」を研究・実践し、ふるさと田野畑村に愛着と誇りを持ち、日々変容を続ける予測困難な社会の中でも、志を高く持ち、それぞれの人間形成・自己実現に向けて立ち向かうことのできる子供たちを培ってまいります。

「確かな学力を保障し、生き抜く力を育む教育活動」については、確かな学力の育成のため、生きる力の基盤となる知識・理解の確実な定着を図るとともに、学んだことを活用して課題を解決する力を育み、学びに向かう力・人間性等を総合的に育むために、「主体的で・対話的で深い学び」の実現を期して、村標準学力検査を小中学校全学年で実施・分析等を通して、授業改善に取り組んでまいります。

また、小中学校に整備を進めたICT教育環境を活用し、児童生徒が意欲的に学習に取り組めるよう授業改善に努めるとともに、能動的かつ創造的な学習が進められるよう教職員の授業力向上と学校事務の効率化を図るなど、教職員の資質向上及び教職員の働き方改革にも努めてまいります。

一昨年度から小学校5・6年生で本格実施されている教科化された外国語教育では、引き続き外国語指導助手・推進員を配置し指導者への支援・指導の充実を図ります。また、中学生の海外派遣研修の実施を検討、外国語や外国の文化に触れる機会をつくり、児童生徒の国際性、積極性を高め、異文化理解を深めてまいります。

「豊かな人間性や社会性を育む教育活動」については、自他の命を大切にし、他者の人権を尊重する教育を推進するとともに、「特別の教科 道徳」を中核とした道徳性の育成や、小中連携教育の研究・実践による「田野畑学」での体験・奉仕活動、また読書活動の充実により心の涵養に取り組んでまいります。

不登校やいじめをなくすため、児童生徒一人一人がお互いを尊重し合う学校風土づくりと、「学校いじめ防止基本方針」に基づく未然防止と、いじめ事案への適切な対応に努めてまいります。不登校対策では、児童生徒に寄り添った支援の充実引き続き努めてまいります。

「健やかな体を育む教育活動」については、運動やスポーツに親しむ習慣や能力を身につけるように、小中学校の教科体育や業間運動の充実、部活動指導員の配置やスポーツ少年団活動と連携を図り推進してまいります。

また、学校給食での食に関する正しい理解と安全安心な食を選択できる力を養うとともに、家庭と連携した食習慣や食事マナーの向上を図ってまいります。

「多様な支援の充実を図る教育活動」については、特別支援学級の設置・充実により、個別の支援に注力するとともに、児童生徒の自立や社会参加に必要な力を育むため、特別支援教育支援員を配置します。

教育の機会均等のために、就学援助や奨学金の貸与を行います。

児童生徒が安全安心で快適に学べるよう学校施設の適正な管理に努めてまいります。

次に、「青少年の健全育成、生涯学習、スポーツ活動、芸術・文化」について申し述べます。

人と人、人と地域がつながる機会を充実し、様々な学習活動、スポーツ活動、歴史・文化資源に触れることで、心豊かに生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現を目指します。

以下主な活動の重点について述べます。

「個々の学習や活動意欲を盛り立て支援する活動の展開」です。

各種社会教育事業、生涯教育の事業を村民のニーズに応じて、計画的な取組を行い、発表や交流機会となる村民文化展の開催や、郷土芸能発表会の開催を支援します。

全県共通課題と推進区ごとの課題に基づいた教育振興運動の活発化を図るため、推進区ごとの体制の整備と相互の交流を深めるとともに、地域学校協働事業やコミュニティ・スクールとの連携・協働を進め、その取組の発表の場や村民の研修の場として「田野畑村教育のつどい」を開催します。

地域や家庭の教育力の充実・向上のため、発達段階に応じた家庭教育学級を開催し、子供たちの基本的な生活習慣の確立を目指します。

また、友好都市である深谷市との小学校交流事業の実施を検討し、児童の交流を深めます。

「スポーツ活動への関心を高め、健康寿命を延ばす活動の展開」です。

推進体制の充実のため、村体育協会、スポーツ推進委員、各種団体と連携を図り、スポーツ教室・大会を企画し、村民のスポーツ活動を推進し、村民の健康と生きがいづくりに積極的に取り組みます。

体育施設の適正な維持・管理に努め、利用者の利便性の向上に努めます。

「貴重な文化財や郷土芸能の保存・継承の活動の展開」です。

村民文化展や青少年劇場を開催し、村民や児童生徒の芸術文化活動の振興を図ります。

芸術文化活動の振興のため、村芸術文化協会や郷土芸能伝承団体及び各種サークルの支援を行います。

指定文化財や希少動植物をはじめ、貴重な文化財を後世に伝えていくため、適正な保存と学習への活用に努めます。

以上、令和4年度の教育行政方針の一端について申し上げます。

田野畑村の「未来」に向けた「人づくり」の使命を自覚し、子供たちはもとより村民挙げてより一層「学習」に取り組めるよう、田野畑村の教育行政の推進に鋭意努めてまいります。議員の皆様をはじめ、村民の皆様のご理解とさらなるご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、教育行政方針演述といたします。

○議長【鈴木隆昭君】 これで教育行政方針演述を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時48分）

再開（午前10時49分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第7、発議案第1号 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議する決議についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時49分）

再開（午前10時50分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

発議案を朗読させます。

○事務局長【畠山 哲君】 発議案第1号、令和4年3月4日、田野畑村議会議長、鈴木隆昭殿。提出者、田野畑村議会議員、佐々木功夫、賛成者、田野畑村議会議員、中村芳正、賛成者、田野畑村議会議員、工藤求。

ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議する決議について。

このことについて、田野畑村議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

次のページになります。ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議する決議。

2022年2月24日、ロシア連邦はウクライナへの軍事侵攻を開始した。これは、国際法や国連憲章に違反し、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かすものであり、断じて許すことはできない。

武力攻撃にさらされているウクライナ国民を思うとき、ロシア連邦の一方的な侵略に強い憤りを覚える。

我が国をはじめとする国際社会は、この暴挙を抑えるためのあらゆる外交努力を行うべきであり、一日も早いウクライナの平和を願うものである。

ここに田野畑村議会は、ロシア連邦による一連のウクライナへの侵略に断固抗議するとともに、ロシア軍の即時かつ無条件での撤退を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月4日、田野畑村議会。

以上でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 提出議員より説明を求めます。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 発議案第1号についてご説明申し上げます。

2022年2月24日、ロシア連邦は、ウクライナへの軍事侵攻を開始しました。この軍事侵攻により、幼い子供を含む多くの民間人の貴い命が奪われています。武力による一方的な現状変更は、

国連憲章と国際法に明らかに反する行為であります。平和の国際秩序を突き崩す暴挙を断じて許すことはできません。

よって、田野畑村議会として、ロシア連邦によるウクライナ侵略に対し断固抗議するとともに、ロシア軍の即時かつ無条件での撤退を強く求めるものであります。

議員各位のご理解とご賛同をよろしくお願い申し上げます、説明に代えさせていただきます。

○議長【鈴木隆昭君】 補足説明はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

発議案第1号 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議する決議についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

(午前10時55分)